

著作権法の一部を改正する法律案要綱

第一 権利制限規定の改正

一 情報通信技術の進展に対応した権利制限規定の整備

1 著作物は、技術の開発等のための試験の用に供する場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとする事。

(第三十条の四関係)

2 電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供すること等を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとする事。

(第四十七条の四関係)

3 電子計算機を用いて、情報を検索し又は情報解析を行い、及びその結果を提供する者は、公衆への提供又は提示が行われた著作物について、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微な利用を行うこと等ができることとする事。

(第四十七条の五関係)

二 国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物について自動公衆送信を行うことができる対象の範囲を、

図書館等に類する外国の施設に拡大すること。

(第三十一条第三項関係)

三 学校等において教育を担当する者等は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を公衆送信等することができるとするとともに、当該公衆送信に係る補償金の支払いについて規定すること。

(第三十五条等関係)

四 視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者に拡大すること。

(第三十七条第三項関係)

五 美術の著作物又は写真の著作物を原作品により公に展示する者は、当該著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を複製し、上映し、又は自動公衆送信を行うこと等ができることとする。

(第四十七条関係)

第二 著作権者不明等の場合における著作物の利用の円滑化

国又は地方公共団体等が著作権者不明等の場合に文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用しようとするときは、補償金の供託を要しないこととする。

(第六十七条等関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成三十一年一月一日から施行すること。ただし、第一の三については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。